

児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ (受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務)

自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に通知)

受給資格者と連絡が取れた場合

※

一部支給停止の適用除外となる事由がある者

①関係書類を郵送等で自治体に提出

②自治体において関係書類を審査

一部支給停止適用除外の決定

※
速やかに差額を随時支給

一部支給停止の適用除外となる事由がない者

①自治体へ来庁

②自治体の窓口において受給資格者に就業に向けた指導等

③—1 指導等に従い、関係書類を提出した場合

③—2 指導等に従わない場合

一部支給停止適用の決定

引き続き就業等に向けた支援

受給資格者と連絡が取れない場合

①電話、訪問等により受給資格者との連絡に努める。
(例)

- ・受給資格者への連絡は、文書による督促を2、3回行う
- ・生活保護受給者は生活保護のケースワーカー、障害者の方には障害のケースワーカーへ依頼して連絡を取る
- ・夜間に連絡を取る 等

②—1 連絡が取れた場合

②—2 ①に関わらず連絡が取れない場合

一部支給停止適用の決定

引き続き受給資格者との連絡、手続の支援等を行う

(注) このほか、5年等経過月以降の現況届時も同様の事務を行う。

母子家庭等自立支援対策について

就業支援策の推進

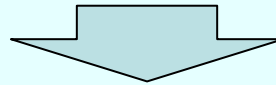
平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正により、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、「就業支援策」について本格的な取り組みを開始。

現 状

- ・昨年来の経済・雇用環境は厳しい状況
- ・就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取り組みに差

【参考】就業支援事業の実施割合（H20.10.1現在）

・母子家庭等就業・自立支援事業	100.0%
・自立支援教育訓練給付	89.8%
・高等技能訓練促進費事業	75.6%
・母子自立支援プログラム策定事業	56.4%



どこに住んでいても支援を受けることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが必要。

児童扶養手当の一部支給停止措置関係

一部支給停止措置に関し、児童扶養手当受給者に対する就業支援策の積極的な周知とそれらの利用について働きかけが必要。

具体的な取組

高等技能訓練促進費の支給期間の延長

経済的自立に効果的な資格の取得を支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間の延長
(平成20年度第2次補正予算(案))

〔修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)→修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)〕

母子自立支援プログラム策定事業等の推進

母子家庭の実情に応じたきめ細やかな支援を行うための自立支援プログラムを作成する母子自立支援プログラム策定事業を推進するとともに、ハローワークが福祉事務所等と連携して自立支援プログラムを策定する生活保護受給者等就労支援事業との連携を図る。

職業能力開発形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施

(日本版デュアルシステム)

[職業能力開発局所管]

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。また、平成20年度第1次補正予算において、実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を創設した。

中小企業雇用安定化奨励金

[職業安定局所管]

中小企業事業主が、就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実施に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金を推進する。

母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施

[職業能力開発局所管]

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。

マザーズハローワークの事業の拡充

[職業安定局所管]

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、子育て支援ネットワークの強化、母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催等を実施する。

母子家庭の母の雇用の促進等

- ・自治体の関連法人も含め、職員の雇い入れに際して、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供
- ・母子福祉団体等に対する事業の積極的な発注

養育確保策の推進

- ・養育費相談支援センターにおける、困難事例への対応や養育費相談にあたる人材の養成のための研修の実施、自治体の行う研修への講師の派遣等の実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費専門相談員の配置

(1) 婦人相談所等における体制強化について

【平成19年度婦人保護事業実施状況報告】

○ 婦人相談所等による相談

婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数は23,758人(全体の30.7%)であり、前年度(22,315人、全体の29.6%)に比べ増加している。

○ 婦人相談所による一時保護

- ・一時保護された女性6,478人(同伴家族:5,529人)のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,549人で約7割を占めている。
- ・一時保護委託契約施設数は261ヵ所(平成20年4月1日現在)であり、前年度(256ヵ所)に比べ増加している。

【平成21年度予算(案)】

○ 婦人相談所が配偶者からの暴力被害者等を一時保護委託するための経費の充実

配偶者からの暴力被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定する。

○ 婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。

○ 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修への補助

人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、都道府県が実施する人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修に対する補助を行う。

(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

【平成20年中に発出されたDV関連通知】

- 被害者が、一時保護委託契約施設に直接来所した場合にも、当該施設において速やかに、被害者の安全を確保すること、婦人相談所において速やかに、一時保護(委託を含む)の判断を行うこと等とした。
※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について(平成20年1月11日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)
- 被害者等が医療保険の被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること等とした。
※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日 厚生労働省保険局保険課長通知)
- 児童手当の支給について、職権により配偶者への支給を停止し、DV被害者へ支給できる場合の例等を示した。
※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」(平成20年5月9日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(3) 人身取引被害者の保護について

【婦人相談所等における保護の状況】(平成20年10月末現在)

- 保護した被害者はすべて女性で合計246人。うち240人は婦人相談所が担当。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。
- 一時保護委託実績: 246人のうち80人
- 平均保護日数24.2日